

## 国際私法年報著作権規程

(本規程の目的)

第 1 条 本規程は、国際私法学会（以下、「本学会」という。）が、その発行する国際私法年報（以下、「年報」という。）への掲載を決定した論文、研究報告、解説記事等（以下、「論文等」という。）についての著作権に関して定めるものである。

(利用許諾)

第 2 条 著作者は、本学会に対し、学会活動の目的の範囲内で、あらゆる態様で論文等を非独占的に利用することを許諾する。

2. 著作者は、本学会が前項の目的の範囲内で第三者に対し再許諾することを承諾する。
3. 本条に基づく利用の許諾および再許諾の著作者への対価は、第三者が再許諾の対価を支払ったときを除き、無償とする。

(著作者人格権)

第 3 条 本学会は、論文等の内容、表現またはその題号等に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。著作者は、本学会および前条第 2 項の第三者に対し、電子出版その他電子的に利用するために必要な範囲において、本学会または同項の第三者が論文等に加工、編集等を行うこと、見出し・キーワード等を付加することを、ここにあらかじめ承諾する。

(著作者による論文等の公表に関する制限)

第 4 条 著作者は、別途定める様式に従い、本学会との間で別段の合意をした場合を除き、年報への掲載決定後、年報公刊より 1 年が経過するまでは、掲載される論文等を他の媒体（Web サイトを含む。）から公表しない。

(著作者の責任)

第 5 条 著作者は、本学会に対し、論文等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

2. 本学会が、論文等の年報による公刊等により、著作権を侵害されたと主張する第三者から出版差止または損害賠償等の請求を受けた場合、著作者は、弁護士費用を含めて、著作

者の責任と負担においてこれに対処し、学会には一切迷惑、損害をかけないものとする。

(本規程施行以前の論文等の著作権に関する取扱い)

第 6 条 本規程の施行以前に本学会に著作権が譲渡された論文等の著作権については、別途定める様式に従って著作者から返還の求めがあれば、本学会は、本規程の適用を条件に無償で返還に応ずる。

(準拠法)

第 7 条 本規程による契約の成立および効力の準拠法は日本法とする。

(紛争処理)

第 8 条 本規程に定めなき事項および本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、著作者および本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

2. 本規程に関し著作者と本学会との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(発効期日)

第 9 条 本規程は 2013 年 6 月 1 日より効力を生ずる。